

## ◆ 巻頭言

## DV 被害者支援を俯瞰すること

野本 律子

DV被害者支援を俯瞰すると長い道のりが見えてくる。それはけっして平坦なものではない。本来サバイバー\*が歩む道なのだが、支援という側面から見るとDV被害者と共にたどるプロセスでもある。被害者は、①気づき ②相談 ③安全確保(一時保護) ④法的手続き ⑤生活再建(住宅・新地域での生活) ⑥就労 ⑦メンテナンス(心身の回復) ⑧関係性(子ども・親しい人たち)の修復 という各ステージを歩んでいく。被害者の変容を以上のように理解すると、当事者に寄り添う支援とは何か、が見えやすい。

DV法\*制定後10年を過ぎた現在、どのステージにも課題が山積しているが、現時点では、関係者が点在している支援の資源あるいはステージを線をつなぎ、全体を見渡せる見取り図を共に描くこと、さらに、相談シートを共有して当事者を中心とした支援のワンストップ化を実現することが支援の歩を進めることになると思う。これは、現在の状況を最大限に生かした支援の形、「切れ目のない支援」体制をつくることである。サバイバーに伴走し、ステージごとにいる専門家どうしの支援をつなぎ、コーディネートする「メタ支援」があれば可能となる。DV支援を俯瞰できる経験のある支援者がチームを組んで支援に当たればいいことで、難しいことではない。東京の民間支援団体がインターグループ(グループどうしの連携)として動き始めている今、可能な気がしている。

執筆中に2人のサバイバーから手紙をいただいた。法律制定後にDV専門相談やサポートグループで出会った人たちで、離婚成立後既に10年近く経つ。一人は教師をしていたが、大学院さらに博士課程に進むことになったのをきっかけに退職して、DVを目撃するなど虐待を受けた子どもをテーマに研究に打ち込んでいるとあった。「今が最高に幸せ」と言う。もう一人は、少し頑張りすぎて5年続いた仕事を今は休職している。離婚後実家で生活していたが、ようやく親子での生活を考えていると書いてあった。サバイバーたちは長い道のりを確実に自分らしく自由に生きようとしている。私は今、彼女たちが9番目のステージ「自律」を歩む姿をイメージすることができる。

\*サバイバーはDV被害者と同義で、生き抜く人という側面からとらえた表現。

\*DV法とは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の略称。



## PROFILE

野本 律子  
(のもと りつこ)

全国女性シェルターネットワーク理事として東京都内の民間団体連携事業に取り組む。公立の児童館に25年勤務の後、家族機能研究所(さいとうクリニック)にカウンセラーとして勤務。その間、市民グループの女性たちとDV被害者のためのシェルター(1993年AKK女性シェルター、後にAWSシェルターに改称)を立ち上げ、代表を務めた。クリニックでは多くの暴力被害女性と出会いトラウマ治療にかかわる(96年～01年)。2000年、地域支援ネットワーク「女性ネット Saya-Saya」、2001年暴力被害女性のための就労支援のレストラン Saya-Saya、相談室 Saya-Saya を設立し共同代表(～2008年)。